

## 低入札工事の重点監督試行要領

### （趣旨）

第1 この要領は、請負金額が調査基準価格以下で落札した工事について、契約内容に適合した施工と工事目的物の品質を確保するために、重点的な監督業務として試行を行う。

### （対象工事）

第2 本試行の対象は、調査基準価格以下の工事に適用する。

### （重点点検等）

第3 施工体制の点検にあたっては、施工体制点検実施要領に基づき行う点検のほか、別表2に定める点検を実施する。

監督員は当該工事の監督業務において、施工の確認、施工体制の確認等を実施するにあたり、通常の業務と比べ頻度を増すなど重点的な監督業務を綿密に行う。

### イ）工事着手時

○施工計画書の内容（工程・品質・安全対策・資材調達等）

施工計画及び工事内容に関する聞き取り

○「工事現場における施工体制の確認マニュアル」による技術者・施工体制台帳・施工体系図等の確認

### ロ）工事施工中

○工事施工中の地元への対応、進捗状況と施工管理の状況の調査、安全対策が計画通りに実施されているかを確認する。（月1回程度）

○低入札価格調査概要書との整合性の点検

○施工体制台帳の追加・変更が適切に実施されているかの調査

### ハ）工事完了時

○新発田市工事成績評定要領により工事の成績評定を厳格に行う。

○その他必要な事項に関する調査

二）着手時・施工中の点検報告は別表1により、当該工事主管課長へ報告する。

### （重点監督の対応）

第4 重点監督の結果、不法・不当行為などの重大な違反があった場合は、発注元課として請負者に適切な対応を取り、契約検査課へ通告する。

### （附則）

この要領は、平成20年4月1日以降に発注する工事について適用する。

この要領は、令和2年4月1日以降に発注する工事について適用する。

## 低入札工事の重点監督試行要領の細目

### (1) 重点監督

- ・ 新発田市建設工事監督技術基準による重点監督として監督を実施する。
- ・ 工事の特性（場所、規模、工種等）により十分な重点監督ができないおそれがある場合など、必要に応じて、専任の監督職員又は現場技術員を1名現場に配置することができ、重点監督や施工の実態調査を徹底する。

### (2) 調査資料等と施工の整合性

- ・ 施工計画書、施工体制台帳、実際の施工状況等が、調査資料、調査票、事情聴取の内容等の調査。
- ・ 相違している場合は、その理由についてヒアリングを行い、妥当性の確認や適切な指導を行う。問題点があれば、契約検査課に報告する。

### (3) 下請代金の支払状況

- ・ 契約の締結状況や下請代金の支払状況の実態調査を行う。

### (4) 工事の履行報告

- ・ 工事が完成した後、上記(1)～(2)に関する問題事項及びその他必要な事項は、当該工事主管課長に報告し必要あれば契約検査課に報告を行う。

### (5) 受注者が行う現地確認報告の確認

- ・ 工事完成後の契約不適合責任期間中は、工事請負者には年1回の現地確認と報告を義務づけることとし、当該工事主管課長は、この点に注意して受注者から抜かりなく報告させなければならない。
- ・ 受注者に義務づけられた現地確認と発注者への報告書の提出先は当該工事主管課とし、次のとおり取り扱う。
  - 提出された報告書を受け付け、保管する。
  - 工事目的物等の状況や経年変化を確認し、必要に応じて、その結果を新発田市建設工事等競争入札調査委員会に報告する。
- ・ 工事目的物等に「契約不適合」による変化はみられないか。
- ・ 報告資料には、目視及び観測等を行った結果について、写真及び図面等によりとりまとめて提出を求める。
- ・ 経年変化がわかるような報告資料とすること。
- ・ 資料の保存年限は10年とする。

### (附則)

この細目は、平成20年4月1日以降に発注する工事について適用する。

この細目は、令和2年4月1日以降に発注する工事について適用する。



## 低入札に伴う重点監督の内容

重点監督項目	内 容
施行計画書の重点点検 (工事着手前)  総括監督員と主任監督員合同  別紙一3	施工計画書および下請負契約について、現場代理人、主任技術者又は監理技術者から書面による説明を求め、確認・承認する。 以下について点検を実施し、主任監督員が点検簿に記載する。  ☆施工体制(工事施工体制点検票、下請負契約、下請負契約価格) ☆施工方法(設計との比較、現場条件適用性) ☆施工機械(設計との比較、規格) ☆使用資材(設計との比較、規格) ☆仮設計画(設計との比較、規格) ☆安全計画(安全対策、安全管理) ☆その他(個別の確認事項)
監視点検 (施工中の現場稼働日)  主任監督員  別紙一4	監督員の確認必須項目について、必要に応じてその実施頻度を増す。 以下について点検を実施し、主任監督員が監視点検簿に記載する。  ☆施工体制(施工体制台帳との比較) ☆施工方法(施工計画書との比較) ☆使用機械(施工計画書との比較) ☆使用資材(承諾願いととの比較、中古品の有無、規格) ☆仮設施工(施工計画書との比較) ☆安全施工(危険作業の有無、安全管理) ☆その他(個別の確認事項)
重点点検 (施工中1回/月)  総括監督員  別紙一5	現場代理人及び主任技術者(監理技術者)と一緒に以下について点検を行い、総括監督員が重点点検簿に記載する。  ☆重点点検簿及び監視点検簿の確認 ☆施工体制(施工体制台帳との比較) ☆施工方法(施工計画書との比較) ☆使用機械(施工計画書との比較) ☆使用資材(承諾願いととの比較) ☆仮設施工(施工計画書との比較) ☆安全施工(危険作業の有無、安全管理) ☆その他(個別の確認事項)
重点監督報告 別紙一1	監視点検簿、重点点検簿をまとめて、報告書を作成し担当課長に報告する。

## 施工計画書の重点点検（工事着手前）

点検者名

確認項目	チェック欄	指摘事項の概要	処置事項
1 施工計画書の内容			
①工事概要を適切に把握しているか	適切・指摘		
②工事施工するための工程計画が適切であるか	適切・指摘		
③現場組織が適切であるか	適切・指摘		
④工事施工するにあたり、安全計画が適切に計画されているか	適切・指摘		
⑤指定機械の搬入計画及び仕様が適切に計画されているか	適切・指摘		
⑥主要資材の搬入計画及び仕様が適切に計画されているか	適切・指摘		
⑦施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等）適正か	適切・指摘		
⑧施工管理計画が適正か	適切・指摘		
⑨緊急時の体制及び対応が適切に計画されているか	適切・指摘		
⑩交通管理が適切に計画されているか	適切・指摘		
⑪環境対策が適切に計画されているか	適切・指摘		
⑫現場作業環境の整備計画が適切に計画されているか	適切・指摘		
⑬再生資源の利用の促進について適切に計画されているか	適切・指摘		
2 その他必要事項が施工計画書に記載されているか			



別表-5

## 重点点検簿(施工中月一回)

当月までの施工状況		当月以降の施工計画		
点検日時	確認項目	指摘事項	処置事項	確認者
	監視点検簿の確認			
	施工体制			
	施工方法			
	使用機械			
	使用材料			
	仮設施工			
	安全施工			
	その他			